

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	北山村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.kitayama.wakayama.jp/link

執行機関名 北山村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	北山村子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第7号)に定める医療費の支給に関する事務であって対象者の審査事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例別表第1の(1)北山村子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第7号)に定める医療費の支給に関する事務であって対象者の審査事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	北山村子ども医療費の支給に関する条例(平成27年条例第18号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部をその保護者に支給することにより、子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		北山村子ども医療費の支給に関する条例(平成27年条例第18号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	北山村子ども医療費の支給に関する条例第1条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児の保護者に対する医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	北山村子ども医療費の支給に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	北山村子ども医療費の支給に関する条例第3条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された生活保護実施関係情報
備考		